就労移行支援、就労継続支援（Ａ型、Ｂ型）における

**在宅利用**に係る支援提供計画届出書

（宛先）箕 面 市 長

年　　月　　日

　在宅におけるサービス利用を希望する者に対し、下記の支援提供を行います。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所番号 |  |  |  |
| 事業所名 |  | 担当者名 |  |
| 所在地 |  | 連絡先 |  |
| サービス種別 | □就労移行支援　　　　□就労継続支援Ａ型　　　　□就労継続支援Ｂ型 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 在宅利用を希望する利用者 | 利用者氏名 | 住所 | 受給者番号 |
|  |  |  |
| 在宅による支援を行う理由及びその内容 |  |
| 在宅による支援期間 | 年　　　月　　　日　　　～　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 事業利用における長期目標 |  |
| 在宅支援における訓練目標 |  |
|  |
| ＜申請にあたっての確認事項＞　※ご確認いただき、事実に基づきチェックをしてください。□　運営規程に在宅で実施する訓練及び支援内容について明記されている□　在宅での支援内容や利用者負担等について利用者や家族に丁寧に説明を行い、同意を得ている□　個別支援計画（案）に在宅での支援内容や訓練目標が盛り込まれている□　裏面に記載の事業所要件に該当し、継続して遵守のうえ支援を実施する□　支援提供計画届出書の提出にあたって、アセスメント（様式３）及び個別支援計画（案）を添付している□　在宅利用の可否については、市から利用者への受給者証の発行をもって通知することを了承する |

**※在宅でのサービス利用者の要件※**

**箕面市が支給決定を行っている就労系障害福祉サービス（就労移行、就労継続支援Ａ型・Ｂ型）の利用者で、在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が　　認められると箕面市が判断した場合**

具体的な支援内容

【厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 障障発第0402001号

「就労移行支援事業、就労継続支援事業（Ａ型、Ｂ型）における留意事項について」（最終改正：令和6年3月29日）】

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所要件 | 具体的支援内容 |
| ア．就労の機会を提供及び生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、**常に**在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。 | （在宅での作業内容、提供メニュー等） |
| イ．１日２回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、１日２回を超えた対応も行うこと。 | （連絡時間帯・連絡方法等） |
| ウ．緊急時の対応ができること。 | （緊急時対応可能な時間帯・対応方法等） |
| エ．作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。 | （対応する職員体制等） |
| オ．事業所職員による訪問、利用者の通所又は電話・パソコン等のＩＣＴ機器の活用（電子メールは不可）により、評価等を1 週間に１回は行うこと。 | （評価頻度・評価方法等） |
| カ．月の利用日数のうち１日は事業所職員による訪問又は利用者の通所により、利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。 | （評価時期・評価方法等） |
| （その他）・在宅と通所による支援の組み合わせ可 | （頻度・通所時の具体的な支援内容等） |

※オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない。

**＜その他留意事項＞**

**※サービス提供月の翌月10日までに「支援提供実績報告書」の提出が必要です。**

**※上記「支援提供実績報告書」の市への提出をもって報酬請求が可能となります。**

**※記載例を参照し、各項目について不足のないように記載してください。追加の確認事項や不足している内容があれば、市から確認の連絡や再提出を依頼する場合がありますので、ご了承ください。**

**※書類がそろわなければ支給決定ができませんので、ご了承ください。**

**※利用者からの申請書と合わせて在宅利用の可否を判断します。届出書等の書類の提出をもって在宅利用を承認するものではありません。**